

議題1（委員会決裁事項（規則第3条第6号））

知事からの意見聴取に対する回答の承認について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により知事から意見を求められた令和2年9月定例府議会に追加提出された次の議案について、大阪府教育委員会事務決裁規則第5条に基づき教育長が代決により異議がない旨を回答した。

この代決を、大阪府教育委員会事務決裁規則第7条第2項に基づき承認する。

令和2年12月23日

大阪府教育委員会

○事件議決案

- 1 指定管理者の指定の件（教育委員会所管施設）

○条例案

- 1 職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例等一部改正の件
- 2 職員の懲戒に関する条例一部改正の件
- 3 大阪府立学校条例一部改正の件

<参考>

○大阪府教育委員会事務決裁規則

（事務の専決及び代決）

第5条 第3条各号に規定する事項について緊急やむを得ないときは、教育長がその事項を代決することができる。

（専決した事項等の報告）

第7条 （略）

2 第5条の規定により教育長が代決したときは、速やかに委員会の会議において報告し、その承認を受けるものとする。

○事件議決案

番号	件名	概要
1	指定管理者の指定の件(教育委員会所管施設)	(1) 大阪府立漕艇センター 指定期間 令和3年4月1日から 令和8年3月31日まで 指定する団体 一般社団法人大阪ボート協会
		(2) 大阪府立臨海スポーツセンター 指定期間 令和3年4月1日から 令和8年3月31日まで 指定する団体 南海ビルサービス株式会社
		(3) 大阪府立体育会館 指定期間 令和3年4月1日から 令和13年3月31日まで 指定する団体 シンコースポーツ・NTTグループ
		(4) 大阪府立中之島図書館 指定期間 令和3年4月1日から 令和8年3月31日まで 指定する団体 ShoPro・長谷工・TRC共同事業体

○条例案

番号	件名	概要
1	職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例等一部改正の件	<p>令和2年10月の人事委員会の勧告等を踏まえ、期末手当を引き下げる。</p> <p>〔改正前〕 1. 30月</p> <p>〔改正後〕 令和2年12月期 1. 25月 令和3年 6月期 1. 27.5月 令和3年12月期 1. 27.5月</p> <p>施行日：公布の日ほか</p> <p>〔関係条例〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例 ・一般職の任期付研究員の採用等に関する条例 ・一般職の任期付職員の採用等に関する条例

番号	件名	概要
2	職員の懲戒に関する条例一部改正の件	<p>1 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律の改正等により、事業主は、いわゆるパワー・ハラスメントを行った者に対する対処方針等を定めることとされたことに伴い、パワー・ハラスメントについての懲戒処分の基準を定める。</p> <p>2 児童又は生徒の人権を侵害する発言等についての懲戒処分の基準を定める。</p> <p style="text-align: center;">施行日：公布の日</p>
3	大阪府立学校条例一部改正の件	<p>大阪市立学校の府への移管により、大阪府立咲くやこの花中学校及び大阪府立水都国際中学校並びに大阪府立桜宮高等学校ほか21校を設置する。</p> <p style="text-align: center;">施行日：規則で定める日</p>

第33号議案

指定管理者の指定の件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、教育委員会の所管する公の施設の指定管理者を次のとおり指定する。

令和2年11月20日提出

大阪府知事 吉 村 洋 文

1 大阪府立漕艇センター

指 定 期 間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

指定する団体 住所 大阪市北区天満二丁目3番5号山本ビル201号

名称 一般社団法人大阪ボート協会

大阪府立臨海スポーツセンター

指 定 期 間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

指定する団体 住所 大阪市中央区難波五丁目1番60号

名称 南海ビルサービス株式会社

3 大阪府立体育会館

指 定 期 間 令和3年4月1日から令和13年3月31日まで

指定する団体 住所 東京都中央区日本橋堀留町二丁目1番1号

名称 シンコースポーツ・NTTグループ

4 大阪府立中之島図書館

指定期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

指定する団体 住所 東京都千代田区神田神保町二丁目30番地

名称 ShoPro・長谷工・TRC共同事業体

大阪府条例第七十三号

職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例の一部改正)

第一条 職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例(昭和三十九年大阪府条例第四十五号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、百分の百二十五を乗じて得た額(給与条例第三条第二項第二号に規定する行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が五級以上であるもの並びに同項第二号から第五号までに規定する給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑困難及び責任の度等がこれに相当するもの(これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。第五条第二項において「特定管理職員」という。)にあつては百分の百五を乗じて得た額、給与条例第三条第二項第六号に規定する指定職給料表の適用を受ける職員(以下「指定職給料表適用職員」という。)にあつては百分の六十五を乗じて得た額)に、基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。ただし、基準日前一箇月以内に退職し、又は死亡した職員のうち当該退職又は死亡の際に給与条例第二十九条第二項本文、第三項、第五項又は第六項に規定する職員であつたものについては、本文の規定により算出した額に当該各項に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>一 一四 (略)</p> <p>3 地方公務員法第二十八条の四第二項、第二十八条の五第二項又は第二十八条の六第二項若しくは第二項の規定により採用された職員(以下「再任用職員」という。)に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の百二十五」とあるのは「百分の七十二・五」と、「百分の百五」とあるのは「百分の六十二・五」と、「百分の六十五」とあるのは「百分の三十二・五」とする。</p> <p>4 一七 (略)</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、百分の百三十を乗じて得た額(給与条例第三条第二項第二号に規定する行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が五級以上であるもの並びに同項第二号から第五号までに規定する給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑困難及び責任の度等がこれに相当するもの(これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。第五条第二項において「特定管理職員」という。)にあつては百分の百十を乗じて得た額、給与条例第三条第二項第六号に規定する指定職給料表の適用を受ける職員(以下「指定職給料表適用職員」という。)にあつては百分の七十を乗じて得た額)に、基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。ただし、基準日前一箇月以内に退職し、又は死亡した職員のうち当該退職又は死亡の際に給与条例第二十九条第二項本文、第三項、第五項又は第六項に規定する職員であつたものについては、本文の規定により算出した額に当該各項に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>一 一四 (略)</p> <p>3 地方公務員法第二十八条の四第二項、第二十八条の五第二項又は第二十八条の六第二項若しくは第二項の規定により採用された職員(以下「再任用職員」という。)に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の百三十五」とあるのは「百分の七十二・五」と、「百分の百十」とあるのは「百分の六十二・五」と、「百分の七十」とあるのは「百分の三十七・五」とする。</p> <p>4 一七 (略)</p>

第二条 職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前

<p>(期末手当) 第二条 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、百分の百二十七・五を乗じて得た額(給与条例第三条第一項第一号に規定する行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が五級以上であるもの並びに同項第二号から第五号までに規定する給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの(これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。第五条第二項において「特定管理職員」という。)にあつては百分の百七・五を乗じて得た額、給与条例第三条第六号に規定する指定職給料表の適用を受ける職員(以下「指定職給料表適用職員」という。)にあつては百分の六十七・五を乗じて得た額)に、基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。ただし、基準日前一箇月以内に退職し、又は死亡した職員のうち当該退職又は死亡の際に給与条例第二十九条第二項本文、第三項、第五項又は第六項に規定する職員であつたものについては、本文の規定により算出した額に当該各項に定める割合を乗じて得た額とする。 一―四 (略) 3 地方公務員法第二十八条の四第二項、第二十八条の五第二項又は第二十八条の六第二項若しくは第二項の規定により採用された職員(以下「再任用職員」という。)に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の百二十七・五」とあるのは「百分の七十二・五」と、「百分の百七・五」とあるのは「百分の六十二・五」と、「百分の六十七・五」とあるのは「百分の三十五」とする。 4 一七 (略)</p>	<p>(期末手当) 第一条 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、百分の百二十五を乗じて得た額(給与条例第三条第一項第一号に規定する行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が五級以上であるもの並びに同項第二号から第五号までに規定する給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの(これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。第五条第二項において「特定管理職員」という。)にあつては百分の百五を乗じて得た額、給与条例第三条第六号に規定する指定職給料表の適用を受ける職員(以下「指定職給料表適用職員」という。)にあつては百分の六十五を乗じて得た額)に、基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。ただし、基準日前一箇月以内に退職し、又は死亡した職員のうち当該退職又は死亡の際に給与条例第二十九条第二項本文、第三項、第五項又は第六項に規定する職員であつたものについては、本文の規定により算出した額に当該各項に定める割合を乗じて得た額とする。 一―四 (略) 3 地方公務員法第二十八条の四第二項、第二十八条の五第二項又は第二十八条の六第二項若しくは第二項の規定により採用された職員(以下「再任用職員」という。)に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の百二十五」とあるのは「百分の七十二・五」と、「百分の百五」とあるのは「百分の六十二・五」と、「百分の六十五」とあるのは「百分の三十二・五」とする。 4 一七 (略)</p>
--	--

(一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

第三条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成十三年大阪府条例第七十号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(給与条例等の適用除外等) 第六条 (略) 2 (略) 3 第二号任期付研究員及び第二号任期付研究員に対する職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例第二条第二項及び第五項の規定の適用については、同条第二項中「百分の百二十五」とあるのは「百分の百六十五」と、同条第五項中「同項第二号から第五号までに規定する給料表」とあるのは「同項第二号から第五号まで並びに一般職の任期付研究員の採用等に関する</p>	<p>(給与条例等の適用除外等) 第六条 (略) 2 (略) 3 第一号任期付研究員及び第二号任期付研究員に対する職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例第二条第二項及び第五項の規定の適用については、同条第二項中「百分の百三十一」とあるのは「百分の百七十」と、同条第五項中「同項第二号から第五号までに規定する給料表」とあるのは「同項第二号から第五号まで並びに一般職の任期付研究員の採用等に関する</p>

条例（平成十三年大阪府条例第七十号）第五条第一項及び第二項に規定する給料表」とする。

条例（平成十三年大阪府条例第七十号）第五条第二項及び第三項に規定する給料表」とする。

第四条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(給与条例等の適用除外等)</p> <p>第六条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第二号任期付研究員及び第二号任期付研究員に対する職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例第二条第二項及び第五項の規定の適用については、同条第二項中「百分の百二十七・五」とあるのは「百分の百六十七・五」と、同条第五項中「同項第二号から第五号までに規定する給料表」とあるのは「同項第二号から第五号まで並びに一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成十三年大阪府条例第七十号）第五条第二項及び第三項に規定する給料表」とする。</p>	<p>(給与条例等の適用除外等)</p> <p>第六条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第一号任期付研究員及び第二号任期付研究員に対する職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例第二条第二項及び第五項の規定の適用については、同条第二項中「百分の百二十五」とあるのは「百分の百六十五」と、同条第五項中「同項第二号から第五号までに規定する給料表」とあるのは「同項第二号から第五号まで並びに一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成十三年大阪府条例第七十号）第五条第二項及び第三項に規定する給料表」とする。</p>

(一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第五条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十四年大阪府条例第八十六号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第八条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 特定任期付職員に対する職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例第二条第二項及び第五項の規定の適用については、同条第二項中「百分の百二十五」とあるのは「百分の百六十五」と、同条第五項中「同項第二号から第五号までに規定する給料表」とあるのは「同項第二号から第五号まで及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十四年大阪府条例第八十六号）第七条第二項に規定する給料表」とする。</p> <p>4 (略)</p>	<p>第八条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 特定任期付職員に対する職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例第二条第二項及び第五項の規定の適用については、同条第二項中「百分の百三十」とあるのは「百分の百七十」と、同条第五項中「同項第二号から第五号までに規定する給料表」とあるのは「同項第二号から第五号まで及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十四年大阪府条例第八十六号）第七条第二項に規定する給料表」とする。</p> <p>4 (略)</p>

第六条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第八条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 特定任期付職員に対する職員の期末手当及び勤劬手当に関する条例第二条第二項及び第五項の規定の適用については、同条第二項中「百分の百二十七・五」とあるのは「百分の百六十七・五」と、同条第五項中「同項第一号から第五号までに規定する給料表」とあるのは「同項第一号から第五号まで及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成十四年大阪府条例第八十六号)第七条第二項に規定する給料表」とする。</p> <p>4 (略)</p>	<p>第八条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 特定任期付職員に対する職員の期末手当及び勤劬手当に関する条例第二条第二項及び第五項の規定の適用については、同条第二項中「百分の百二十五」とあるのは「百分の百六十五」と、同条第五項中「同項第一号から第五号までに規定する給料表」とあるのは「同項第一号から第五号まで及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成十四年大阪府条例第八十六号)第七条第二項に規定する給料表」とする。</p> <p>4 (略)</p>

附 則

この条例中第一条、第三条及び第五条の規定は公布の日から、第二条、第四条及び第六条の規定は令和三年四月一日から施行する。

大阪府条例第 号

職員の懲戒に関する条例の一部を改正する条例

職員の懲戒に関する条例（昭和二十六年大阪府条例第四十二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表（第二条関係）			別表（第二条関係）		
項	非 違 行 為	標準的な懲戒処分の種類	項	非 違 行 為	標準的な懲戒処分の種類
二十	職場における上司、部下等の関係に基づき影響力を用いることにより、強いて性的関係を結び、又はわいせつな行為をすること。	(略)	二十	暴行若しくは脅迫を用い、又は職場における上司、部下等の関係に基づく影響力を用いることにより、強いて性的関係を結び、若しくはわいせつな行為をすること。	(略)
二二・二二	(略)	(略)	二二・二二	(略)	(略)
二十三	二十二の項のうち、相手を強度の精神的なストレスの重積による精神疾患に罹患させること。	(略)	二十三	二十二の項のうち、相手を強度の精神的なストレスの重積による精神疾患に罹患させること。	(略)
二十四	職務に関する優越的な関係を背景として行われる、業務上必要かつ相当な範囲を超える言動であつて、相手の人格若しくは尊厳又は勤務環境を害することとなるもの（以下「過剰な叱責等」という。）により、相手に著しい精神的又は身体的な苦痛を与えること。	戒告、減給又は停職			
二十五	過剰な叱責等を行ったことについて指導、注意等を受けたにもかかわらず、これを繰り返すこと。	職減給又は停職			
二十六	二十四の項のうち、相手を強度の精神的なストレスの重積による精神疾患に罹患させること。	減給、停職又は免職			
二八・二二七	(略)	(略)	二八・二二七	(略)	(略)
二十九	児童又は生徒の人権を侵害する発言その他精神的な苦痛を与える言	戒告、減給又は停職			

									動をすること。
									(略)
									三十の項のうち、常習的に性的な言動をすること。
									(略)
									三十の項のうち、相手を強度の精神的なストレスの重積による精神疾患に罹患させること。
									(略)
									(略)
									三十四の項のうち、定期的に金銭、物品等の贈与又は貸与を受けること。
									(略)
									(略)
									五十八の項のうち、常習的に賭博をすること。
									(略)
									騒動し、公共の場所又は乗物において、公衆に迷惑をかけるような著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
									(略)
									公共の場所若しくは乗物又は不特定若しくは多数の者が出入りし、若しくは利用するような場所若しくは乗物において痴漢行為、盗撮等を行うこと。
									(略)
									六十三の項のうち、常習的に痴漢行為、盗撮等を行うこと。
									(略)
									(略)
									交通事故(六十六の項から六十九の項までに係るものを除く。)により人を死亡させ、又は重篤な傷害を負わせること。
									(略)
									七十の項のうち、講ずべき措置を怠ること。
									(略)
									交通事故(六十六の項から六十九の項までに係るものを除く。)により多数の人に傷害を負わせること。
									(略)
									七十二の項のうち、講ずべき措置を怠ること。
									(略)
									著しい速度超過等の悪質な交通法規違反(六十

									(略)
									(略)
									二十六の項のうち、常習的に性的な言動をすること。
									(略)
									二十六の項のうち、相手を強度の精神的なストレスの重積による精神疾患に罹患させること。
									(略)
									(略)
									三十の項のうち、定期的に金銭、物品等の贈与又は貸与を受けること。
									(略)
									(略)
									五十四の項のうち、常習的に賭博をすること。
									(略)
									(略)
									騒動し、公共の場所や乗物において、公衆に迷惑をかけるような著しく粗野な、又は乱暴な言動をすること。
									(略)
									(略)
									公共の乗物又は場所において痴漢行為、盗撮等を行うこと。
									(略)
									五十九の項のうち、常習的に痴漢行為、盗撮等を行うこと。
									(略)
									(略)
									交通事故(六十二の項から六十五の項までに係るものを除く。)により人を死亡させ、又は重篤な傷害を負わせること。
									(略)
									六十六の項のうち、交通事故を起こし、講ずべき措置を怠ること。
									(略)
									交通事故(六十二の項から六十五の項までに係るものを除く。)により多数の人に傷害を負わせること。
									(略)
									六十八の項のうち、交通事故を起こし、講ずべき措置を怠ること。
									(略)
									著しい速度超過等の悪質な交通法規違反(六十

七十五	七十四の項のうち、当該交通法規違反が原因となる事故を起こし、講ずべき措置を怠ること。	(略)		六の項から六十九の項までに係るものを除く。)をすること。
七十一	七十の項のうち、当該交通法規違反が原因となる事故を起こし、講ずべき措置を怠ること。	(略)		二の項から六十五の項までに係るものを除く。)をすること。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

大阪府条例第 号

大阪府立学校条例の一部を改正する条例

大阪府立学校条例（平成二十四年大阪府条例第八十九号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第三（第二条の一関係）		別表第三（第二条の一関係）	
名称	位置	名称	位置
大阪府立咲くやこの花中学校	大阪市此花区西九条六丁目		
大阪府立水都国際中学校	大阪市住之江区南港中二丁目		
大阪府立富田林中学校	(略)	大阪府立富田林中学校	(略)
別表第一（第三条関係）		別表第一（第三条関係）	
名称	位置	名称	位置
(略)	(略)	(略)	(略)
大阪府立旭高等学校	(略)	大阪府立旭高等学校	(略)
大阪府立桜宮高等学校	大阪市都島区毛馬町五丁目		
大阪府立東高等学校	大阪市都島区東野田町四丁目		
大阪府立茨田高等学校	(略)	大阪府立茨田高等学校	(略)
大阪府立汎愛高等学校	大阪市鶴見区今津中二丁目		
(略)	(略)	(略)	(略)
大阪府立枚方津田高等学校	(略)	大阪府立枚方津田高等学校	(略)
大阪府立いちみつ高等学校	枚方市北中振二丁目		
(略)	(略)	(略)	(略)
大阪府立農芸高等学校	(略)	大阪府立農芸高等学校	(略)
大阪府立東淀工業高等学校	大阪市淀川区加島一丁目		
大阪府立淀川工科高等学校	(略)	大阪府立淀川工科高等学校	(略)
大阪府立都島工業高等学校	大阪市都島区善源寺町一丁目		
大阪府立西野田工科高等学校	(略)	大阪府立西野田工科高等学校	(略)
大阪府立泉尾工業高等学校	大阪市大正区泉尾五丁目		
大阪府立生野工業高等学校	大阪市生野区生野東一丁目		
大阪府立今宮工科高等学校	(略)	大阪府立今宮工科高等学校	(略)

大阪府立工芸高等学校	大阪市阿倍野区文の里 一丁目
(略)	(略)
大阪府立佐野工科高等学校	(略)
大阪府立淀川商業高等学校	大阪市淀川区野里三丁目
大阪府立鶴見商業高等学校	大阪市鶴見区緑二丁目
大阪府立大阪ビジネスフロンティア高等学校	大阪市天王寺区烏ヶ辻二丁目
大阪府立住吉商業高等学校	大阪市住之江区御崎七丁目
(略)	(略)
大阪府立港南造形高等学校	(略)
大阪府立水都国際高等学校	大阪市住之江区南港中二丁目
大阪府立南高等学校	大阪市中央区谷町六丁目
大阪府立西高等学校	大阪市西区北堀江四丁目
大阪府立桜和高等学校	大阪市北区松ヶ枝町
(略)	(略)
大阪府立成城高等学校	(略)
大阪府立扇町総合高等学校	大阪市北区松ヶ枝町
大阪府立咲くやこの花高等学校	大阪市此花区西九条六丁目
(略)	(略)
大阪府立大阪わかば高等学校	(略)
大阪府立中央高等学校	大阪市中央区釣鐘町一丁目
大阪府立都島第三工業高等学校	大阪市都島区善源寺町一丁目
大阪府立第二工芸高等学校	大阪市阿倍野区文の里一丁目
備考 (略)	

(略)	(略)
大阪府立佐野工科高等学校	(略)
(略)	(略)
大阪府立港南造形高等学校	(略)
(略)	(略)
大阪府立成城高等学校	(略)
(略)	(略)
大阪府立大阪わかば高等学校	(略)
備考 (略)	

附 則

(施行期日)

- この条例の施行期日は、規則で定める。

(経過措置)

- この条例の規定により新たに設置される大阪府立高等学校に対する大阪府立学校条例第二条第二項の規定の適用については、同項中「入学」とあるのは、「大阪府立学校条例の一部を改正する条例（令和二年大阪府条例第●号）の施行の日」の属する年度の翌年度以降に、「入学」とする。